

過去2年より前に不整合記録がある方（女性用）

様

平成〇年〇月〇日

(基礎年金番号 0000-000000)

日本年金機構理事長

## 国民年金記録の訂正の お詫びとお願い

この度、当機構は、厚生労働省の指示を受け、お客様の国民年金記録を確認したところ、記録の訂正が必要になりましたので、お詫びとお願いのご案内を申し上げます。[<詳しくはこちら>](#)

お客様の「第3号被保険者期間（注）」について、当機構のお知らせや管理が不十分であったことなどもあり、本来の記録と相違していましたので、「第1号被保険者期間」への訂正が必要になったものです。

（注）詳細は、同封の「国民年金の第3号被保険者制度のご説明」をご覧ください。[<詳しくはこちら>](#)

年金記録問題の解決に向け、これまで「ねんきん定期便」や「ねんきん特別便」などにより年金記録のお知らせをしてきた中で、今般、お客様の国民年金記録を訂正することとなりました。年金記録問題を担当する厚生労働省ともどもお詫び申し上げますとともに、お客様におかれましては、第1号被保険者となるための届出を行っていただきますようお願い申し上げます。また、併せて下段の<手続きのお願い>に記載の事項へのご理解をお願い申し上げます。

**(1) 多くの方の、国民年金の記録が相違していたパターンや背景は、次のようになっています。**[<詳しくはこちら>](#)

お客様の場合は、“相違していた背景”は、次の☑の状態です。その記録の詳細は、裏面の①～④をご覧ください。

夫の厚生年金や共済年金の加入期間とお客様の国民年金の加入期間とが違う。(パターン1)

夫に扶養されていた期間と、お客様の国民年金の加入期間とが違う。(パターン2)

(パターン1)と(パターン2)の両方に該当している。(パターン3)

※ この「パターン」のそれぞれの詳細は、同封の「国民年金の第3号被保険者制度のご説明」の裏面をご覧ください。なお、「一致していない期間」のことを『不整合期間』と記述しています。

**(2) お客様の具体的な不整合期間は、裏面をご覧ください。**

- 今回は、現在の法律で保険料を納めていただくことが可能な過去2年以内の「不整合期間」についてご案内しています。過去2年より前の「不整合期間」の取扱いについては、法律改正として、第3号被保険者の記録不整合問題に対応するための法律案[<詳しくはこちら>](#)が閣議決定され、今後、国会でのご審議をお願いすることとなり、改めてご案内を申し上げます。[<詳しくはこちら>](#)
- 今回確認された「不整合期間」については、記録訂正を行わず、保険料を納めないまましていると、万一障害を受けられた際に障害年金を受けられないおそれがある等の理由から、法律改正とは関係なく、現段階でお願いしたいことをご案内したものです。
- なお、「不整合期間」をできるだけ早く訂正することで、納付機会を確保し、万一障害を受けられた際に障害年金の受給要件を満たすなど、年金を受けるために必要な手続きですので、何とぞご理解くださるよう重ねてお願い申し上げます。[<詳しくはこちら>](#)

**<手続きのお願い>****(3) お手数をおかけし大変申し訳ありませんが、この確認された「不整合期間」について、国民年金第1号被保険者への加入手続きが必要となりますので、同封の届書（種別変更届）に必要事項を記載のうえ、平成〇年〇月〇日までに同封の返信用封筒により下記年金事務所あて返送願います。**[<詳しくはこちら>](#)

- 届出により第1号被保険者となる期間については、国民年金保険料を納めていただく期間となります。後日、「国民年金保険料納付書」をお届けしますので、最寄りの金融機関等で納めていただきますようよろしくお願いいたします。
- 保険料を納めていただけないと、その期間が「未納」となり、老齢年金・障害年金・遺族年金で不利な取扱いとなりますので、ぜひ納付ください。
- この手続きに代理人がお越しになれる場合は、委任状が必要です。

# お客様の「不整合期間」の記録

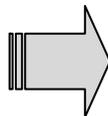
(裏面)

○ お客さまの年金記録のうち、過去2年間の「不整合期間」に関する年金記録のみを記載しています。

## ① お客様の現在の記録

過去2年間に第3号被保険者として記録されている期間

平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日



## ④ 機構で調査の結果、不一致の期間

第1号被保険者に変更していただく必要がある期間

平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日



## ⑤ 国民年金保険料を納めていただく期間

平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日

納めていただく月数	ヶ月分
-----------	-----

## ⑥ 上の④の不一致期間のうち、正常な第3号被保険者とすることができる期間

そのためには「第3号被保険者該当届」の提出が必要です。

平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日

### ①と②及び③との確認

※ 第3号被保険者は、夫に扶養されている方が対象となりますので、②及び③の期間に①の期間が含まれていなければなりません。

## ② 夫の厚生年金や共済年金の記録

平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日

## ③ 夫に扶養されていた期間

平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
平成	年	月	日	～	平成	年	月	日

※ ⑥の期間に記載がある方は、同封の「国民年金 第3号被保険者（種別変更・種別確認）3号該当届」を提出くださると、その期間は「第1号被保険者 未納期間」ではなくなり、保険料を納める必要がなくなりますので、必ず届出をお願いします。上記の届に必要な事項を記載のうえ、夫との生計維持関係を証明する書類（所得証明など）を添付のうえ、同封の返信用封筒で年金事務所あてに返送をお願いします。

### <過去2年以内について種別変更を行う理由>

○ 不整合である期間に障害を負った場合、障害給付の受給要件を満たさないおそれがあるため、できるだけ早く記録訂正を行い、納付の機会を確保し、納付いただく必要があるためです。

### <過去2年より前の不整合期間の取扱いについての法律案が閣議決定されています。>

○ 過去2年より前の不整合期間の取扱いについては、以下の内容が盛り込まれた第3号被保険者の記録不整合問題に対応するための法律案が閣議決定されています。

- ・ 届出をしていただくことにより年金の受給資格期間（25年）に算入することができる（年金額には反映させないいわゆる「カラ期間」）
- ・ 過去10年間にある不整合期間について、特例的な追納を可能とする（追納いただくことにより将来の年金額に反映） 等